

～ 通称 みどりの食料システム法 ～

背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、当該農林水産物・食品の流通・消費が課題
- みどりの食料システム戦略を策定し、国連食料システムサミットやCOP26で世界に発信

関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立

法律の概要

1. 環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念等（第3条から第14条まで関係）

- ・ 生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進する基本理念
- ・ 国の責務、国が講ずべき施策（理解増進、研究開発、技術普及、食料システムの各段階の取組の促進等） 等

2. 計画認定制度等の創設（第15条から第44条まで関係）

（1）基本方針等（第15条から第18条まで関係）

- ・ 国の基本方針、都道府県・市町村の基本計画の策定

（2）環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進（第19条から第38条まで関係）

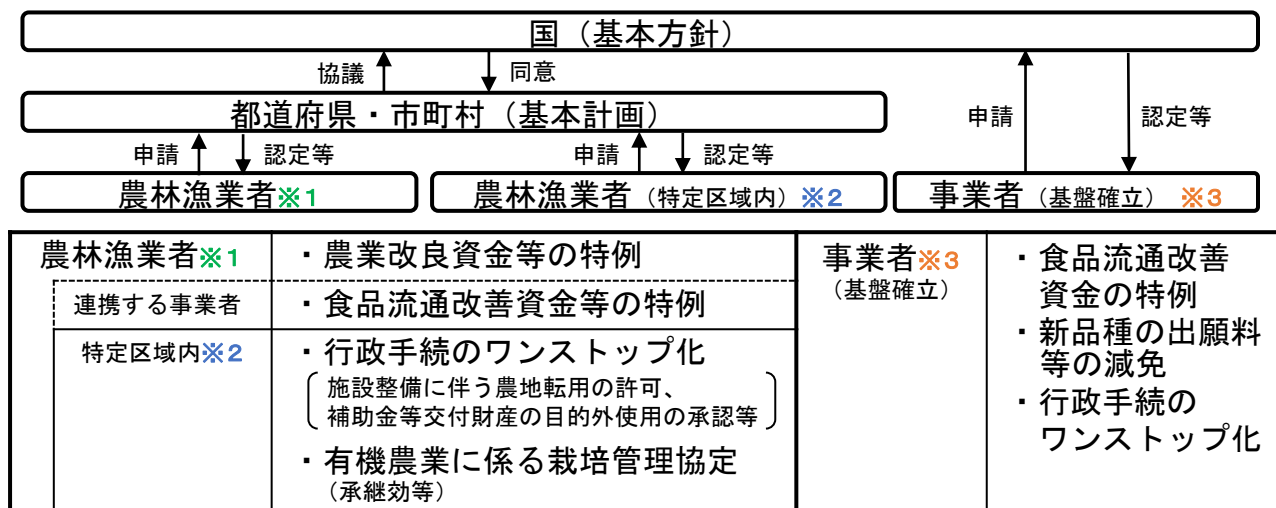
- ・ 農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動※1の認定等
- ・ 特定の区域内で環境負荷の低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動※2の認定等
- ・ 有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定の認可等

（3）新技術の提供等を行う事業者の取組の促進（第39条から第44条まで関係）

- ・ 環境負荷低減事業活動等の効果を高める等の基盤確立事業※3の認定等

- ※1 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等
- ※2 地域ぐるみでのスマート農業技術の活用、有機農業の団地化 等
- ※3 先端技術の開発、新商品（食品）の開発 等

<参考>認定等の枠組み及び支援措置



⇒ 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例を措置

- ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の取組を包含していることから、同法は廃止し、所要の経過措置を設ける。（附則第2条から第5条まで関係）

施行期日：公布の日から起算して6か月以内の政令で定める日（附則第1条関係）